【別紙】

構造設備の概要（店舗販売業）

店舗の名称

【建物（店舗）の構造等】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 建物 | 木造・コンクリート造　その他（　　　　　　） | 看板等設置 | 有・無 |
| 換気設備 | 有・無 | 住居、不潔な場所等との区別 | 有・無 |
| 面積 | 　　　　　　　　　㎡ | 医薬品陳列場所医薬品交付場所 | ﾙｯｸｽﾙｯｸｽ |
|
| 冷暗貯蔵のための設備 | 有・無 | 鍵のかかる貯蔵設備 | 有・無 |

【医薬品販売に関する構造設備】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | 陳列場所等の閉鎖構造（※） |
| 要指導医薬品を販売しない時間帯の有無 | 有・無 | □　シャッター　□　パーテーション　□チェーン□　その他（下の欄に具体的に記入） |
| 一般用医薬品を販売しない時間帯の有無 | 有・無 | □　シャッター　□　パーテーション　□チェーン□　その他（下の欄に具体的に記入） |

※開店時間のうち、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与しない時間がある場合記入すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 情報提供するための設備 | 　　　　　ヶ所 |
| 要指導医薬品の取扱の有無及び陳列設備 | □　進入防止措置（要指導医薬品陳列区画）有・無　　　 □　鍵をかけた陳列設備　　　　　　 □　直接手の触れられない陳列設備 |
| 第一類医薬品の取扱の有無及び陳列設備 | □　進入防止措置（第一類医薬品陳列区画）有・無　　　 □　鍵をかけた陳列設備　　　　　　 □　直接手の触れられない陳列設備 |
| 指定第二類医薬品の取扱の有無及び陳列設備 | □　情報提供設備から7ｍ以内有・無　　　　□　進入防止措置（指定第二類医薬品陳列設備から1.2m以内）　　　　　　　□　鍵をかけた陳列設備 |

【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第139条第3項及び第5項第6号】

|  |  |
| --- | --- |
| 販売等する医薬品の区分 | □　要指導医薬品□　第一類医薬品□　指定二類医薬品□　第二類医薬品（指定第二類医薬品を除く。）□　第三類医薬品 |
| 兼営事業の種類 |  |

※兼営事業の種類は、薬事に関係する事業がある場合に記入すること。なお、該当しない場合、｢なし｣と記入すること。